

2015年4月1日 作成

## 一般社団法人 日本陸用内燃機関協会 競争法コンプライアンス指針

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 一般社団法人日本陸用内燃機関協会（以下、当会）は、陸用汎用エンジンに係る企業と団体から構成された事業者団体である。当会は、事業活動を推進するにあたり、日本国における独占禁止法、および「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、ならびに諸外国の競争法（以下、あわせて競争法）を遵守し、公正かつ自由な競争を制限または阻害してはならない。ここに当会がこれからも広く社会から信頼され、健全な事業者団体として存続、発展してゆくことを目的にこれを制定した。

#### (適用の範囲)

第2条 本指針は、当会が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者は、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

#### (責任者および担当)

第3条 当会の競争法コンプライアンスに係る責任者は、当会の専務理事とし、関連する業務全般を当会の総務部長が統括し、担当する。

### 第2章 情報交換に関する禁止事項

#### (重要な禁止話題)

第4条 当会の会議等またはその活動（懇親会等）において、次の情報を議題にしたり、当会の会員（以下、会員）同士で情報交換したり、話題にしたりしてはならない。ただし、既に公表されているものはこの限りではない。

- (1) 価格（価格構成、価格戦略を含む）またはその計画・見通し
- (2) 生産、販売、出荷に関する数量（能力、供給数量を含む）またはその計画・見通し
- (3) 顧客との取引・引き合いの内容（受注意欲や入札・受注状況または販売条件、品質保証条件を含む）または市場戦略
- (4) 会員各社が秘密事項とする設備・技術・製品開発またはその計画・見通し
- (5) 新規参入への対応策（既存事業者の排除策も含む）
- (6) 取引先の制限、市場分割、受注配分・受注予定者の決定、技術の開発または利用の制限、及び、その他競争法に抵触するおそれのある行為

【解説】競争関係にある会員同士が、上記情報を介して重要な競争手段の具体的内容をお互いに予測できるようにしないことがポイントである。競争関係にある会員同士でこれらの情報を交換すれば、市場における競争を制限するおそれがある。また、海外では情報交換行為自体が違法と判断されるリスクもある。ただし、事業者団体である当会が過去の生産数量や価格について各社から任意に収集し、個社情報が明示されることなく、業界全体の動向として需要者を含めて概括的に公表することは、問題とはならない。

(その他リスクのある情報交換)

第 5 条 知的財産権保護問題、情報システム、内部統制の仕組み、労働問題、会計問題等の、社会公共的に正当な目的のために必要と考えられる情報の交換であっても、直接会員同士で行うことは避けるべきである。

2. 製品の事件事例や対応策、または製品安全に関する情報交換等の、社会公共的に正当な目的のために必要と考えられる情報の交換であっても、直接会員同士で行うことは避けるべきである。

【解説】競争関係にある会員同士が、実際にどのような情報を交換したかを事後的に立証することは容易ではなく、市場における競争を制限するような合意がなされたのではないかと疑われるリスクを減らすために、これらの情報交換は所定の手続きを経て開催される当会の会議等を通じて行うべきである。

### 第 3 章 会議の運営

(会議の定義)

第 6 条 当会の事業活動を推進するため、当会が運営するすべての会合を「会議」と定義する。これらの会議には 1 名以上の当会常勤役員または職員が同席しなければならない。

(議題、資料の事前確認)

第 7 条 当会の常勤役員または職員は、会議の議題および配布される資料について競争法に違反するおそれのある内容が含まれていないか事前に確認しなければならない。

2. 議題のない会議は開催してはならない。

【解説】会議の主旨が不明確な場合には、「そこで競争制限的な話し合いが行われたのではないか」との疑いを抱かれる余地があるため、予め会議の議題を明確にしておかなければならない。

(議事進行中の対応)

第 8 条 会議の議論が、競争法上の疑義を招きかねない事項に及んだとき、会議の出席者は会議を主宰するものに対し、議論の中止を求めなければならない。会議を主宰する者は、同申し出の内容が第 2 章の各条に該当すると判断した場合、発言者に対し議論の中止を要請し、中止が受け入れられない場合には会議を閉会しなければならない。

2. 会議の議長は、開会の際に、会議では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない旨を宣言して、参加者に注意を喚起すると共に、議事録にそのような宣言をした旨を記載する。

3. 当会が主催する懇親会に関しては、本条第 1 項を準用する。

(議事録の作成と管理)

第 9 条 事務局または会議に出席した者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議構成員に開示しなければならない。

2. 議事録は、会議を所管する事務局が適正に管理し、保管しなければならない。

## 第 4 章 統計業務

(統計業務の統括責任者)

第 10 条 当会が行う全ての統計業務（以下、統計業務）は、当会の専務理事が統括し、資料の収集と集計ならびにその管理を行う担当者を当会職員から指名する。（以下、統計担当者）

(個社情報の開示禁止)

第 11 条 統計業務で集計された情報の開示（以下、開示情報）においては、具体的な会員の個別情報を開示してはならない。

2. 開示情報から、具体的な会員の個別情報が特定されないよう、クラス分け等の区分は極力粗いものとし、原則、対象会員数が 3 社以上となるようにしなければならない。

【解説】会員の個別情報が特定されるようなおそれがある場合は、対象会員数の数をさらに増やすものとする。

(個社情報の管理)

第 12 条 統計担当者が収集した具体的な会員の個別情報は、他の企業・団体に開示してはならない。また、外部に流出しないよう厳重に管理できるセキュリティー対策を行わなければならない。

(将来予測の策定)

第13条 将来の予測値の策定に際しては、会員個別の情報を開示した検討を行ってはならない。また、予測値の策定は、競争法に抵触することがないよう客観的な手法に基づき行い、概括的な内容にしなければならない。

2. 当会の方針として、将来の予測値については、金額情報を開示しないこととした。

【解説】将来予測に関しては、当会を取り巻く全般的な需要動向について、客観的な事実に基づき概括的な将来見通しを作成し、公表することは問題とはならない。

## 第5章 その他

(教育と研修)

第14条 当会の常勤役員および職員は、競争法コンプライアンスの重要性を認識し、会員から絶えず信頼が得られるよう努めなければならない。このため、定期的に競争法コンプライアンスに係る教育と研修を受け、知識向上と意識改革に努めなければならない。

(本指針の周知)

第15条 当会は本指針をホームページに公開するなどの方法により、会員および当会職員への徹底を図る。

(本指針の改廃)

第16条 本指針の改廃は、専務理事が決裁する。

附則

2015年4月1日制定 同日より適用